

化学物質リスク管理

原 邦夫

帝京平成大学地域医療学部作業療法学科 教授

【はじめに】化学物質の管理については、従来から行われてきた危険有害性（ハザード）による管理から、危険有害性と曝露の程度を掛け合わせたリスクで管理していく方向に大きく転換してきている。1992年のいわゆる地球サミット以来、2020年までに「化学物質の製造とその使用による人の健康と環境への重大な悪影響の最小化」を目指す国際的化学品管理に関する戦略的アプローチの実現に向け、現在、世界各国が様々な取り組みを行っている。その中で、EUによる新しい化学物質管理規則・REACHが、EU域内のみでなく、日本を含めた様々な国に影響を及ぼすようになってきている。

【REACHによる影響】EUのREACHによれば、EU域内での化学物質および混合物（以下、化学物質とする）の製造業者および輸入業者は年間利用量に応じた登録を行わなければならない。この際に重要なことは、一定量を超えた化学物質の利用については、利用者が安全な状態で利用することを保証する化学物質管理対策を実施した上でなければならないことになっていることである。つまり、化学物質を利用する際のリスクが許容されるレベル以下であることが保証されなければ、対象化学物質の利用は認められないという規則が導入されたということである。しかも、そのリスクのレベル低減化あるいは化学物質管理対策については、製造業者・輸入業者が一定の責任を果たさなければならないようになったのである。登録し、データを示し、安全な取り扱い・管理対策を証明しなければならない責任が、製造業者・輸入業者の側に移ったのである。日本の企業がEU域内で化学物質を製造または輸入することに関われば、当然、その責任が問われる。

【化学物質の「リスク」】上記から更に時代は一步進んでいる。化学物質リスクは、化学物質の利用者の曝露に伴う本来的なリスクのみならず、化学物質を実際に取り扱う現場の安全を製造業者・輸入業者が保証していくことに伴うリスク、さらには、中間的に材料等として化学物質を取り扱う事業者が情報伝達等で払わなければならないリスク、などと、化学物質が本来持っている危険有害性と曝露によるリスクだけではなく、EU域内に関わりを持つことになれば即、企業経営的な「リスク」へと広がっているのである。そうならな

いような仕組みは当然検討されているのではあるが、安全な取り扱い方法の情報が添付されていない化学物質が1つでもあれば、極端に言えばEU域内の製造はストップしてしまう「リスク」を抱えてしまったことになったのである。これには先例があり、2001年10月オランダで、ソニーのプレーステーションはケーブルの被覆材から基準値以上のCdが検出され、130万台が一時出荷差し止めを受けている。

【今後に向けて】EUのREACHの考え方は上記のように現在の化学物質管理の理念の到達点に近いものである。この分野では、残念ながら日本は素晴らしい技術を持った「ガラパゴス状態」ではない。単純な迎合もいかなるものかとはいえ、日本も高邁な理念に乗っかっていかなければならないような時期に来ていると考える。戦略的な取り組みが必要である。